

6 放課後等デイサービスにおける休業日の取扱いについて

姫路市立学校管理規則により、姫路市立の学校の休業日の取扱いは以下の通りとなります。

※令和4年度の場合

- ①国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ②日曜日及び土曜日
- ③学校創立記念日（開校記念日）
- ④春季休業日 4月1日から4月6日まで
- ⑤夏季休業日 7月23日から8月26日まで（※）
- ⑥冬季休業日 12月25日から翌年1月6日まで
- ⑦学年末休業日 3月25日から3月31日まで
- ⑧前各号に定めるもののほか、校長が特に休業を必要と認め教育委員会に届け出た日

小学6年生や中学、高校3年生が卒業してから3月31日までの取扱いについては、学校に籍がありながらも、学校に行っていないという状態となっています。この時期について休業日と定められておらず、休業日としての届出もないため、在校生と同様の取扱いとなります。

※入学式前の4月1日から始業式前日までの時期については休業日となり、始業式の日は在校生と同様の取扱いとなります。

※夏季休業日は、教育委員会が令和4年度以降の夏季休業日の短縮等を試行的に行っているため、姫路市立学校管理規則とは異なりますのでご注意ください。

卒業式の日到他学年の生徒が学校に行っていない場合は、自宅学習という取扱いとなり、この場合も休業日ではありません。臨時休校の日（学級閉鎖や前述した台風等）、夏季休業日等の登校日については、休業日となります。姫路特別支援学校及び姫路しらさぎ特別支援学校の入学試験の日、校長が教育委員会に休業日として届け出ているため休業日です。

姫路市立でない学校（県立や私立等）の場合は、同様とは限らない点にご留意ください。